

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童福祉関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、児童福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

児童福祉関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉関係事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院助産 →妊婦が、経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な場合に出産費用を助成する。事前申請が必要。 ・母子生活支援施設の入所 →生活上の問題を抱えている母子家庭について、児童の健全育成のために必要と認められるときは、母子ともに母子生活支援施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行っている。 ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス →義務教育修了前の児童を有するひとり親家庭で、就労活動や急病等により家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する。 ・児童扶養手当支給事務(認定請求/額改定/支給停止/支給停止適用除外/現況届) →ひとり親家庭等で18歳になった年度の末日までの児童(障害がある場合は20歳未満)を扶養している父若しくは母又は養育者に対し、手当を支給する(所得により手当額を決定する)。/児童扶養手当の対象児童の増または減により、手当額の変更をする。/受給者等の所得が制限額を超過した場合、支給を停止する。/手当の受給から5年等を経過する要件に該当する場合減額支給となるが、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出し、要件を満たした場合には減額とならない。/児童扶養手当の受給中の者が継続して手当を受給するために、毎年8月1日から8月31日までの間に提出が必要な届出。 ・子どものための教育・保育給付支給認定事務 →幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の給付対象施設・事業の利用希望者に対し、教育や保育の必要性に応じた支給認定を行う。 ・子育てのための施設等利用給付認定 →認可外保育施設等の利用者に対し、施設等利用給付認定を行う。 ・児童手当支給事務(認定、額改定/届出) →15歳になった年度の末日までの児童を養育している方へ手当を支給する(所得制限あり)。/児童手当受給者が行う各種届出(現況届、消滅届、変更届、等)。 ・児童育成手当支給事務(独自利用) →ひとり親家庭等で18歳になった年度の末日までの児童を扶養している父若しくは母又は養育者に児童育成手当を支給する(所得制限あり)。 ・ひとり親家庭医療費助成事務(独自利用) →ひとり親家庭等に対し、住民税非課税世帯については保険診療の自己負担分と食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、住民税課税世帯については保険診療の自己負担分の一部を助成する。 ・母子・父子福祉資金貸付事務(事務処理特例)(受付/返還免除) →母子家庭及び父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う。/母子・父子福祉資金の貸付を受けている者に対し、一定の条件を満たした場合に償還を免除する。 ・保育料の徴収 →認可保育所、区立認定こども園の入所者負担額(保育料)を徴収する。 ・副食費の徴収 →認可保育所、区立認定こども園の実費徴収額(副食費)を徴収する。 ・保育所の決定及び保育料の賦課 →認可保育所、区立認定こども園、地域型保育事業への入所者を利用調整にて決定する。また、入所者の利用者負担額(保育料)を世帯の住民税所得割額、均等割額で決定する。 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 →ひとり親家庭の母又は父の就労促進のため、区が指定する教育訓練講座を受講する場合に、費用の一部を助成する。
③システムの名称	福祉総合システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童福祉事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番9、10、56、63、64、65、81、127 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【照会】 項番17、20、81、88、89、90、106、107、155、160 【提供】 項番17、20、42、81、89、90、125、141、155、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部子育て支援課、保育課
②所属長の役職名	子育て支援課長、保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う際には原則4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底しており、一連の作業をマニュアル化して情報共有している。	
9. 監査		
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月25日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 9条 44条 34条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 9条 44条 34条 8条 68条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	事後	
平成28年11月25日	II-1 対象人数	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成28年11月25日	II-2 取扱者数	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成29年7月31日	II-1 対象人数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年7月31日	II-1 対象人数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年7月31日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	事後	
平成29年7月31日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116 番号表別表第二主務省令第59条の2	事後	
平成31年3月28日	I-5-②	子育て支援課長 山崎 健順	子育て支援課長	事後	
平成31年3月28日	II-1	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成31年3月28日	II-2	2017/4/1	2018/6/1	事後	
令和1年10月1日	I-1-②	追加	・副食費の徴収 →認可保育所、区立認定こども園の実費徴収額(副食費)を徴収する。	事前	
令和2年4月1日	I-5-②	子育て支援課長	子育て支援課長、保育課長	事後	
令和2年4月1日	II-1	平成30年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II-2	平成30年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I-5-①	福祉保健部子育て支援課	福祉保健部子育て支援課、保育課	事後	
令和3年6月1日	I-1-② 事務の概要		・子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分) →新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的負担が大きい低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給する。	事後	
令和3年6月1日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、100 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 73条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	事後	
令和3年6月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116 番号表別表第二主務省令第59条の2	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63、121 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116 番号表別表第二主務省令第59条の2 59条の4	事前	
令和3年6月1日	II-1 対象人数	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月1日	II-2 取扱者数	2020/4/1	2021/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月6日	I-1-② 事務の概要		・子育て世帯への臨時特別給付金 →新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特例的な措置として給付金を支給する。	事後	
令和4年7月6日	I-1-② 事務の概要	・入院助産 →妊婦が、経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な場合の、助産施設への入所。事前申請が必要。	・入院助産 →妊婦が、経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な場合に出産費用を助成する。事前申請が必要。	事後	
令和4年7月6日	II-1 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年7月6日	II-2 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年2月28日	I-1-③ システムの名称	福祉総合システム	福祉総合システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月28日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、100 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 73条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、100 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 73条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の2及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の2及び第3条	事後	
令和5年2月28日	II-1 対象人数	2022/4/1	2023/1/5	事後	
令和5年2月28日	II-2 取扱者数	2022/4/1	2023/1/5	事後	
令和5年9月20日	I-1-② 事務の概要	・子育て世帯生活支援特別給付金 →新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的負担が大きい低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給する。		事後	
令和5年9月20日	I-1-② 事務の概要	・子育て世帯への臨時特別給付金 →新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特例的な措置として給付金を支給する。		事後	
令和5年9月20日	I-1-② 事務の概要		・子育て世帯生活支援特別給付金 →食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する。	事後	
令和5年9月20日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、100 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 73条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、101 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 74条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	事後	
令和5年9月20日	II-1 対象人数	2023/1/5	2023/4/1	事後	
令和5年9月20日	II-2 取扱者数	2023/1/5	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	I-1-② 事務の概要	・子育て世帯生活支援特別給付金 →食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する。		事後	
令和6年9月18日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、101 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 74条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	番号法第9条第1項 別表 項番9、10、56、63、64、65、81、127 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63、121 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116 番号表別表第二主務省令第59条の2 59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 【照会】 項番17、20、81、88、89、90、106、107、155、 160 【提供】 項番17、20、42、81、89、90、125、141、155、 161	事後	
令和6年9月18日	II-1 対象人数	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	II-2 対象人数	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年12月27日	IV-8(人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分か)		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8(判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から のマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う 際には原則4情報又は住所を含む3情報による 照会を行うことを徹底しており、一連の作業をマ ニュアル化して情報共有している。	事後	
令和6年12月27日	IV-11(最も優先度が高いと考 えられる対策)		3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	
令和6年12月27日	IV-11(当該対策は十分か【再 掲】-判断の根拠)		福祉システムへのアクセスが可能な職員は、IC カードとパスワードによる認証によって限定して おり、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに 作成することで、アクセス権限の適切な管理を 行っていることから、権限のない者(元職員、ア クセス権限のない職員等)によって不正に使用 されるリスクへの対策は「十分である」と考えら れる。	事後	